

工場・物流施設新增設事業に伴う助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、事業者が実施する工場の新増設等を支援するものです。

2. 助成対象

助成金の名称	種類	対象事業	対象者	要件
地盤調査等事業助成金	—	地盤調査、地耐力調査その他の調査又は地盤改良	製造業者	1 工場新增設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金（以下「工場新增設事業助成金等」とする）の交付対象となる工場等の新增設を行う事業者が、当該新增設に伴って行うものであること。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
工場緑地推進事業助成金	—	緑地の設置	製造業者	
インフラ整備事業助成金	①	道路の新設及び改修	製造業者 物流業者	1 工場新增設事業助成金等の交付対象となる工場等の新增設を行う事業者又は市内の土地（住居系地域を除く。）への物流施設（建物の延べ面積が1,000平方メートル以上かつ建物投資額が2億円（中小企業者について1億円）以上であり、建築確認を行うものに限る。）の新增設を行う物流業者が、当該新增設に伴い行うものであること。 2 公共の用に供するものであること。 3 投資額が100万円以上のものであること（①～③は合算せず、利用したいものについてそれぞれ100万円以上であること）。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
	②	水路の新設及び改修		
	③	水道管の敷設		
エネルギー発電設備投資事業助成金	—	太陽光等の自然エネルギーを利用した出力10kW以上の発電設備又は電気自動車用充電器等の設置	製造業者	1 工場新增設事業助成金等の交付対象となる工場等の新增設を行う事業者が、当該新增設に伴って行うものであること。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国、県等の補助金と併用することはできない。

※ 物流業者とは、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。

※ 公共の用に供するものとは、国又は地方自治体に帰属し、公に利用が可能なインフラをいう。

(例：市の所有する道路や水路、水道管の本管など)

3. 助成内容

助成金の名称	種類	助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）	
地盤調査等事業助成金	—	対象経費に100分の50（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の60）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 調査及び工事に要する経費 3 その他必要と認める費用	
工場緑地推進事業助成金	—		1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 工事に要する経費 3 その他必要と認める費用	
インフラ整備事業助成金	①		1の年につき3,000万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、3,600万円） ※①、②、③の合計	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 工事に要する経費 3 その他必要と認める費用
	②				
③					
エネルギー発電設備投資事業助成金	—	対象経費に100分の20（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の24）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 機器・設備類の購入、設置に要する経費 2 その他必要と認める費用	

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

助成金の名称	認定申請期限	交付申請期限
地盤調査等事業助成金	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の認定申請期限の日	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の交付申請期限の日
工場緑地推進事業助成金		
インフラ整備事業助成金	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の認定申請期限の日（物流施設の新増設に伴うもの場合は、当該新增設の着工30日前まで）	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の交付申請期限の日（物流施設の新増設に伴うもの場合は、物流施設の建物について、最初に固定資産税を課された年度の6月末日）
エネルギー発電設備投資事業助成金	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の認定申請期限の日	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の交付申請期限の日

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付 ※場合により、事業の開始及び完了と計画認定申請の順番は前後します。	認定申請時の提出書類	備 考
	計画認定申請書	【第1号様式】
	申立書	【市様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの
	工場等の新增設に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し
	当該事業に係る見積書の写し(※)	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し
	工場新增設事業助成金等の認定申請書の写し	
	建築確認申請書(案)一式の写し	
	建築図面	敷地図、家屋配置図、平面図、立面図など
会社概要		
その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。	
※ 工場新增設事業助成金、創造産業立地事業助成金又は高度先端産業立地事業助成金に伴う事業に係る認定申請は、それらの助成金の認定申請書に認定申請を希望する工場・物流施設新增設事業に伴う助成金の種類を記載し、上記「当該事業に係る見積書の写し」を添付し提出する(それ以外の上記提出書類の提出は不要)。		
	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	施設整備事業明細書	【市様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	事業内容を証する写真(※)	
	請求書、契約書又は社内支払帳票の写し(※)	ない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し(※)	ない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	公共の用に供するものであることが分かる書類(※)	例 実施計画承認書 等 ※インフラ整備事業助成金のみ
	工場新增設事業助成金等の交付申請書の写し	
	計画認定申請書の写し	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

※ 工場新增設事業助成金、創造産業立地事業助成金又は高度先端産業立地事業助成金に伴う事業に係る交付申請は、それらの助成金の交付申請書に交付申請を希望する工場・物流施設新增設事業に伴う助成金の種類を記載し、上記「事業内容を証する書類」、「請求書、契約書又は社内支払帳票の写し」、「領収書の写し」及び「公共の用に供するものであることが分かる書類」を添付し提出する（それ以外の上記提出書類の提出は不要）。

助成金請求時の提出書類	備 考
請求書（※）	【第 13 号様式】
助成金交付決定通知書の写し	

※ 工場新增設事業助成金、創造産業立地事業助成金又は高度先端産業立地事業助成金に伴う事業に係る請求は、それらの助成金の請求書によって合わせて請求する。

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 2（第 4 条関係）に定める地盤調査等事業助成金、工場緑地推進事業助成金、インフラ整備事業助成金、エネルギー発電設備投資事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0568-85-6247

F A X 0568-84-8731

メー ル kigy@city.kasugai.lg.jp